

2 パリ条約の同盟国Xの国民であり日本国に居所を有する甲は、特許請求の範囲及び明細書に発明イを記載した特許出願Aを日本国特許庁にした。その後、甲は、請求の範囲に発明イを記載し、明細書に発明イ、ロ、ハを記載した特許出願Bを、X国の特許庁に適式にした。その後、出願Aについて特許査定がなされ、特許権Pの設定の登録がなされた。その後であって出願Aの出願日から1年以内に、甲は、特許請求の範囲及び明細書に発明イ、ロ、ハを記載した特許出願Cを日本国特許庁にした。以上を前提に、以下の各設問に解答せよ。

ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとする。

- (1) 出願Cは、出願Aに基づく優先権の主張を伴うものであった。この場合、出願Cにおける出願Aに基づく優先権の主張の手続は、どのように扱われるか。
- (2) 出願Cは、出願Bに基づく優先権の主張を伴うものであった。甲は、出願Cの特許請求の範囲を発明ロと補正すると同時に、出願Cの一部を分割して新たな特許出願Dをした。その特許請求の範囲には発明ハが記載されていた。この場合、甲は、出願Dに係る発明ハに関して、出願Bに基づく優先権の主張の利益を享受することができるか。パリ条約の規定に言及しつつ解答せよ。
- (3) 甲と乙は、特許権Pを甲から乙に譲渡する契約を締結したので、特許権の移転に関する手続を行いたいと考えた。この場合、乙は、単独で特許権Pの移転に関する申請を行うことができるか。手続に必要な様式を参照しつつ解答せよ。

【55点】

(【問題II】へ続く)

共同申請主義について

原則、単独で行うことになっている
(特登令18条)。
但し、登録義務者甲の承諾書も
添付したとき、登録権利者乙だけで
申請することができる(特登令19条)。

省令で定めるところにより、特許登録原簿における当該特許権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

2 特許庁長官は、仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

第十三条及び第十四条 削除

第三章 登録の手續

第一節 通則

(登録をする場合)

第十五条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請、嘱託又は命令がなければ、してはならない。

2 申請による登録に関する規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、嘱託又は命令による登録の手續に準用する。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 特許権の設定、存続期間の延長、消滅（放棄によるものを除く。）又は回復

二 特許異議の申立て、審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権の設定

四 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施

特許に関する法令 特許登録令

権の消滅

六 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定

七 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更

八 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅

九 特許異議の申立てについての確定した決定

十 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の確定審決

十一 再審の確定した決定又は確定審決

第十七条 削除

(登録の申請)

第十八条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

第十九条 登録は、申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請することができる。

第二十条 判決又は相続その他の一般承継による登録は、登録権利者だけで申請することができる。

第二十一条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、登録名義人だけで申請することができる。

第二十二条 削除

第二十三条 仮登録は、申請書に仮処分命令の正本を添付したときは、仮登録権利者だけで申請することができる。

2 前項の仮処分命令は、仮登録義務者の住所若しくは居所又は特許法第十五条の規定による財産の所在地を管轄する地方裁判所が、仮登録権利者の申請により、当該仮登録権利者が仮登録の原因を疎明したときに、発するものとする。

3 前項の申請を却下した決定に対しては、仮登録権利者は、即時抗告

特許に関する法令 特許登録令

二六〇

をすることができる。

4 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の規定は、前項の即時抗告に準用する。

（処分の制限等の登録の嘱託）

第二十四条 裁判所書記官は、特許権その他特許に関する権利についてその処分の制限の裁判又はその制限の解除の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本又は抄本を添付して、処分の制限の登録又はその登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 前項の場合において、必要があるときは、裁判所書記官は、職権で、登録名義人の表示の変更若しくは更正又は相続その他の一般承継による権利の移転の登録を特許庁に嘱託するものとする。

（予告登録の嘱託）

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

（職権による予告登録）

第二十六条 特許庁長官は、特許異議の申立て又は特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判若しくは再審の請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

（申請書）

第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）

二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利の表示

三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

又は居所

五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍

六 登録の目的

（併合申請）

第二十八条 二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利に関する登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができる。

（申請書に添付する書面）

第二十九条 申請人は、申請書に次に掲げる書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 登録の原因を証明する書面

二 登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、これを証明する書面

2 前項第一号に掲げる書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 第一項第二号に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、同号に掲げる書面を添付することを要しない。

（特許庁長官が提出を命ずる書面）

第三十条 特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面

二 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。）の同盟国若しくは世

定めがあるときは、申請書にその事項を記載することができる。

様式第五（第4条関係）

受付 年月日	受付 番号	特許 番号	登録の 目的	納付額	申請人の氏 名(名称)	備 考

様式第六 証書

- 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。
- 表題は、「譲渡による特許権移転登録申請書」、「譲渡による特許権の持分移転登録申請書」、「譲渡による特許権の一部移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。
- 登録の目的が仮専用実施権に関するときは、「1 特許番号」の欄を「1 特許出願の表示」と記載し、「特願○○○○—○○○○○○」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 「権利の表示」の欄は、登録の目的が特許権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。
- 「登録の目的」の欄には、「本特許権の移転」のように記載する。
- 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 「氏名（名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、申請人（登録権利者）が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

様式第七（第10条関係）

移 転 登 録 申 請 書

(令和 年 月 日)

収入
印紙

(円)

特許庁長官 殿

- 特許番号
- 権利の表示
- 登録の目的
- 申請人（登録権利者）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 申請人（登録権利者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 申請人（登録義務者）
住所（居所）
氏名（名称）
- 申請人（登録義務者）代理人
住所（居所）
氏名（名称）

8 添付書面の目録

- (1) 権利の移転を証明する書面 1 通
- (2) (通)

〔備考〕

- 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。

- 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 「権利の移転を証明する書面」は、「譲渡証書」、「売買契約証書」等とする。「譲渡証書」、「売買契約証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。
- 特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。また、第10条の4の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とし、登録義務者だけで申請するときは「申請人（登録権利者）」の欄を「登録権利者」とし、登録権利者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。
- 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 第13条の6第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 第10条の2第1項の規定により申請と届出を一の書面とするときは、申請書は、特許法施行規則様式第18によるものとする。

